

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会（第14回）

議事概要

1. 日時 令和5年12月4日(月) 15時00分～16時00分
2. 会場 二重橋ビル 17階 Board Room（オンライン併用）
3. 出席者

座長	武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委員	磯部 哲	慶応義塾大学大学院法務研究科教授
	加隈 良枝	帝京科学大学准教授
	佐藤 衆介	東北大学名誉教授
	渋谷 寛	渋谷総合法律事務所所長、弁護士
	田中 治	クウ動物病院グループ代表獣医師 日本獣医エキゾチック動物学会理事
	戸田 光彦	自然環境研究センター研究主幹
	水越 美奈	日本獣医生命科学大学教授
	三輪 恭嗣	日本エキゾチック動物医療センター院長 日本獣医エキゾチック動物学会会長
事務局	立田 理一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長
	水崎 進介	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	吉澤 泰輔	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室室長補佐
	佐藤 啓一郎	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室専門官
	野田 佳代子	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室専門官

4. 議事概要

座長の進行により、議事（1）、（2）について検討が行われた。

（1）犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準に関する検討について

事務局より、

資料4 本検討会における今後の検討スケジュールについて（イメージ）
について説明した。

事務局からの説明後、質問・意見等はなかった。

事務局より、

資料3 犬猫以外の哺乳類に関する飼養管理基準の検討に係る現地実態調査

参考資料3 現地実態調査結果

について、説明した。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 第一に、ふれあいについては第三者に監視を依頼する際、その第三者への教育等が必要。第二に、動物ショーを通じて過剰な給餌制限が起きる可能性があるため、トレーニング等における基本的な方針についても定めるべき。第三に、ふれあいを通じて客から給餌される場合、給餌量の確認、制限等の管理ができる形にすべき。最後に、孵卵機から育てられたヒヨコが、そのまま展示されることにより自分で餌を取れずに死亡率が高いことが想定されるため、そのような状態のヒヨコを子どもたちとの触れ合いに使うのは教育上良いのか疑問。（委員）
- 鳥類については今回検討の対象外だが、ご指摘の趣旨等を踏まえ、事務方での基準案検討時に対応を検討する。（事務局）

事務局より、

資料1 犬猫以外の哺乳類に関する基準の今後の検討の進め方

資料2 検討の進め方に沿った基準及び解説書の記載イメージ

について、説明した。

事務局からの説明後、以下の質問・意見等があった。

- 開口呼吸や震え等の健康に生じるおそれについては解説書ではなく基準書にて記載することで、多様な動物種のアニマルベースドメジャーに資するのではないかと。（委員）
- 哺乳類の種別ごとに、支障が生じるおそれの際しての行動は、今後も調査、検討する。一定の哺乳類に共通する事項のみ基準に記載しうるため、それら共通事項があるかさらに検討が必要。（事務局）
- 今後、基準や解説書の具体案に対して各委員が意見を述べる機会があるか。（委員）
- ご理解の通り。（事務局）
- 哺乳類全体の共通基準を策定する際、犬猫の基準が変更されることもあるか。特にふれあいにおいて、犬や猫はふれあいの場面は限られているが、犬猫以外の哺乳類にはふれあいの様々な形態があるため、それらを整理した際犬猫の基準に変更点は生じる可能性があるか。また、厚労省のふれあいに関するガイドラインとの整合性について、人獣共通感染症、ワンヘルス・ワンウェルフェアといった観点も含め、お考えがあれば教えていただきたい。（委員）
- 共通基準は基本的には犬猫を含めた哺乳類すべてに適用されるため、共通基準の変

更に応じて結果的に犬猫の規制内容に変更が生じる可能性はある。また、現地実態調査に際して衛生面も確認しており、現行の飼養管理基準でも哺乳類・鳥類・爬虫類の共通基準として、動物や顧客が人と動物の共通感染症に罹ることのないようにと規定されている。今後これらの具体化要否については、御指摘も踏まえ検討していく。(事務局)

- 厚労省のガイドラインと基準に齟齬がないよう留意すべき。(委員)
- 新たに独立した省令を策定するのではなく、既存の「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」に対し追記や変更をし、当該省令に記載しきれない内容は解説書等で補足するのか。(委員)
- ご理解の通り。共通基準を中心に変更することで、7グループごとの基準を考えていくよりも変更する分量は減るため、その観点でも現行基準の改正が自然。(事務局)
- 検討会初期では家庭動物及び展示動物の飼養・保管基準があり、その上乗せとして基準省令が策定された。飼養保管基準と飼養管理基準の整理について、今後の見通しも含めて何かお考えがあれば教えていただきたい。(委員)
- 家庭動物基準は一般の飼養者も含めた努力義務であり、飼養管理基準は動物取扱業者だけの上乗せ義務である。法の規定として家庭動物基準を含めた一般飼養者も含めた基準と動物取扱業者への上乗せ基準という2つに整理されているため、事務方としては法に沿って整理している。(事務局)
- 展示動物飼養保管基準は、多くの動物取扱業者に課せられた努力義務である。両方の基準に加え解説書も策定された際に、動物取扱業者が参照すべき内容を分かりやすく整理すべき。(委員)
- 例えば基準の解説書の中に基準とその細部解釈の併記は検討しうる。展示動物基準との整合性も含めての整理についても、解説書の策定と並行して検討していく。(事務局)
- 種名ごとの基準を策定するハムスターやウサギは良いが、その他小型哺乳類やその他中大型哺乳類は非常に色々な種を含むため、その共通基準は慎重に作業すべき。(委員)
- 次回検討会までに事務方が基準案をつくり、個別に各委員と調整する。(事務局)

(2) その他について

- (2) その他について、事務局からあるか。(委員)
- 特になし。(事務局)

(まとめ)

- 基準及び解説書の検討方針全体を通じて色々な御意見があった項目については、事務局は委員の御意見等を受け止めて、犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準について今後の検討をお願いしたい。(座長)
- この検討が進む中で、動愛法全体での遵守事項を分かりやすく整理することが必要と考えた。今後は個別にご相談する。(事務局)

以上